

労務トラブル検定

《今月のテーマ：年次有給休暇の取り方 その7》

✎：下の①～⑤について、正しいと思う場合は「○」を、間違っていると思う場合は「×」を解答欄に記入してみましょう。



	問題 ★保育施設の事例より出題★	解答欄
①	退勤時間は17:00だが、私用により16:30に帰る場合、欠勤控除されたくない ので、16:30～17:30まで時間単位年休を取得したが、問題ない。	
②	時間単位年休を取得できる日数は法定では5日までだが、職員からの要望によ り10日に増やした。職員の要望なので問題ない。	
③	Aさんは同一法人のB園とC園の各園と雇用契約を結んでいる。同一法人なので、 年休の日数は、B園とC園の労働日数を合計した日数をもとに付与する。	
④	1日の所定労働時間数が7時間15分の職員に3日分の時間単位年休を付与する場 合、7時間15分×3日=21時間45分を切り上げて、22時間分となる。	
⑤	シフトを作成する前に職員に希望を聞いて勤務日や休みを決めている。シフト 確定後に年休を申請してきたが、すでに希望を聞いた後の申請は即時却下して いるが、問題ない。	

山折り

【解答・解説】

- ① **【×】年休は、所定労働時間内に取得することが必要です。**退勤時間の後の時間（所定外労働時間）に年休を取得することはできません。
- ② **【×】時間単位年休を取得できる日数は5日までと法律で決まっています。職員の要望であっても、時間単位年休は5日を超える日数を付与することはできません。**
- ③ **【×】同一法人であっても各園と雇用契約を結んでいる場合は、各園での労働日数に応じて、園ごとに年休を付与します。**また、年休を取得するときも園ごとに取得し、年5日の年休取得義務も園ごとに課せられます。
- ④ **【×】時間単位年休の1日あたりの時間数を計算するときは、1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてから計算します。設問の場合は、7時間15分を切り上げて、8時間とし、8時間×3日=24時間分が取得できる時間単位年休の時間数となります。**
- ⑤ **【×】シフト確定後に年休を申請してきた場合でも即時却下することはできません。**年休を取得することは、原則として職員の権利であり、園は原則として職員の請求する時季に年次有給休暇を取得させることが必要です。

★ワンポイントアドバイス★

今年度からスタートした「保育所等における継続的な経営情報の見える化」では、年休の取得状況が公表できるようになりました。年休の取得は心身のリフレッシュや職員の定着、保育の質の向上にもつながります。取得率がなかなか上がらない場合は、計画的付与を活用するのもおすすめです。

